

☆認可保育園☆



宜野座村健康福祉課 児童福祉係
TEL : 968-3253

これまでは、「保育に欠ける」ことが保育所への入所要件でしたが、新制度では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、幼児教育・保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準を基に保育の必要性の有無や必要量を認定します。

保育所などでの保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

①保育を必要とする事由（※保護者が次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての労働を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として宜野座村が認める場合。



※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

ここが変わります

②保育所の利用時間が変わります（保育の必要量）

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。新制度で大きく変わる部分で、保護者の就労時間によって、保育所を利用する時間が変わってきます。保護者がパートタイム等のお仕事に就いている場合は、利用時間がこれまでよりも原則短くなります。

- 「保育標準時間」利用：フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- 「保育短時間」利用：パートタイム就労*を想定した利用時間（最長8時間）
*保護者が1ヶ月あたり64時間以上働いていることが要件となります。



③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、お子さんに障がいがある場合、ネグレクト・虐待・DV等のおそれがある場合など、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

☆新制度・認可保育園に関して☆



●これまでの認可保育園への申込み手続きと大きく異なるものではありませんが、認可保育園・幼稚園等施設など利用希望する方は、在園児・新規申込みに関わらず、全員認定の申請が必要になります

●保護者の個々の就労実態に応じて保育短時間認定（8時間）を実施します。短時間認定の方が、その時間帯以外の利用をする場合は、延長保育としての取扱いになります。時間帯については現在調整中ですので、決まり次第お知らせいたします。

●入所が決定した場合の保育料に関して、標準時間認定者と短時間認定者では保育料が異なります。保育料の詳細についても現在調整中ですので、決まり次第お知らせいたします。

●世帯の状況が変われば（例：勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休・育児休業の取得、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯へ変更、所得の修正申告等）必ず健康福祉課へご連絡お願いします。

●認可外保育園のみを希望する方は、認定申請や認可保育所入所申込の必要はありません。

★平成27年度 認定申請（利用申込み）の受付スケジュール★

平成26年11月19日（水）より、認定申請書等必要書類の配布を始めます。

※※平成26年12月1日（月）～12月19日（金）の期間、受付を行います※※

*受付期日を過ぎても随時受付めますが、この場合は空き待ち（待機）の対象となります。